

クリエイター事業者支援事業費補助金(文化芸術活動基盤強化基金造成費)による助成金交付規程

令和 7年 7月15日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定

(通則)

第1条 クリエイター事業者支援事業費補助金(文化芸術活動基盤強化基金造成費)による助成金(以下「助成金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)(以下「関連法令」という。)、クリエイター事業者支援事業費補助金(文化芸術活動基盤強化基金造成費)交付要綱(以下「交付要綱」という。)、クリエイター事業者支援事業費補助金(文化芸術活動基盤強化基金造成費)実施要領(以下「実施要領」という。)及びその他の法令の定めによるほか、クリエイター事業者支援事業費補助金(文化芸術活動基盤強化基金造成費)による助成金交付規程(以下「交付規程」という。)の定めるところによるものとする。

(目的)

第2条 この交付規程は、交付要綱第2条の規定に基づき、独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)が、補助金を活用し、次の(1)に定める事業(以下「助成事業」という。)に対して、助成金を受けて事業を行う者(以下「助成対象者」という。)がその費用負担を軽減するため当該費用の一部を助成する事業に要する経費を助成し、新たな事業環境を見据え、コンテンツ産業の輸出拡大・海外展開や新市場開拓を促すことを目的とする。

- (1) アニメ、ゲーム等のクリエイター・事業者の海外展開に向けた制作の促進のために行う事業
- ・国内映像制作を行う事業(プロダクション・ポストプロダクション支援)
 - ・国内映像企画開発を行う事業(プリプロダクション支援)

(交付の対象者、交付の対象となる事業)

第3条 振興会は、民間事業者等が前条に定める事業(以下「助成対象活動」という。)に係る経費に対して、別紙1に掲げる助成金交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)について、予算の範囲内で、助成対象者に対し、当該助成対象経費の一部に充てるため助成金を交付する。ただし、別紙2の暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、助成金の交付対象としない。

(助成金の交付額)

第4条 前条に掲げる助成対象活動に対する助成金の交付額は、助成対象経費に助成率を乗じて得た額を合計し、千円未満を切り捨てた額とする。なお、助成対象経費の詳細及び上限については、別途定めることとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、助成金交付申請書(様式1)に助成対象活動概要説明書を添えて、振興会理事長(以下「理事長」という。)が定める期間内に、理事長に提出しなければならない。

2. 申請者は、前項に規定する助成金交付申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成対象経費に占める助成金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、助成金の交付申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(電子情報処理組織による申請等)

第6条 助成対象者は、前条第1項の規定に基づく交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第10条第1項の規定に基づく計画変更の申請、第13条の規定に基づく事故の報告、第14条の規定に基づく状況報告、第15条の規定に基づく実績報告、第17条第2項の規定に基づく支払請求、第18条第1項の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告又は第22条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請(以下「交付申請等」という。)については、原則、電子情報処理組織を使用する方法(適正化法第26条の3第1項の規定に基づき事務局が別に定めるものをいう。)により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第7条 振興会は、第5条および前条の規定に基づく交付申請等に係る次条第1項の規定に基づく交付決定、第10条第1項の規定に基づく承認、第13条の規定に基づく指示、第14条の規定に基づく要求、第16条第1項の規定に基づく通知、同条第2項の規定に基づく返還命令、同条第3項の規定に基づく納付命令(第18条第3項の規定において準用する場合を含む。)、第18条第2項の規定に基づく返還命令、第20条第1項の規定に基づく取消し、同条第3項の規定に基づく返還命令、同条第4項の規定に基づく納付命令、第21条第4項の規定に基づく納付命令(第22条第4項の規定において準用する場合を含む。)又は第22条第3項の規定に基づく承認について、当該通知等を助成金申請システム又は電子メールにより行うことができる。

(助成金交付の決定)

第8条 理事長は、第5条第1項の規定による助成金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成対象活動及び交付しようとする助成金の額を決定(以下「交付決定」という。)し、助成金交付決定通知書(様式2)により助成金交付申請書を提出した者に通知するものとする。この場合において、理事長は適正な交付を行うため必要があると認めるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うことができる。

2. 理事長は、審査の結果、助成金を交付すべきでないものと認めたときは、速やかに助成金交付申請書を提出した者に通知するものとする。
3. 第5条第1項の規定による申請書が到達してから、当該申請に係る第1項又は第2項の規定による通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
4. 理事長は、第1項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

(申請の取下げ)

第9条 前条第1項の規定による通知を受けた助成対象者は、当該通知に係る助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受領した日から10日以内に助成金交付申請取下げ書(様式3)により申請を取下げることができる。

2. 前項の規定にかかわらず、助成対象者の自己都合により申請を取下げる場合は、助成金交付申請取下げ書(様式3)を提出することによって、交付決定前に当該申請を取り下げることができる。

(計画変更の申請及び承認等)

第10条 助成対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ助成対象活動計画変更承認申請書(様式4)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれにも該当しない軽微な変更については、変更内容を理事長に報告し、承認申請書の要否も含め、その指示を受けるものとする。

一 助成事業の実施方法等主要な内容を変更しようとするとき。

二 助成事業の期間を変更しようとするとき。

2. 理事長は、前項の規定による助成対象活動計画変更承認申請書を受理した場合において、これを審査し、変更を承認することを決定したときは、助成対象活動計画変更承認通知書により助成対象者に通知するものとする。この場合において、理事長は適正な交付を行うため必要があると認めるときは、交付決定の内容(助成金の額を含む。)を変更し、又は申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うことができる。

3. 理事長は、前項の承認の通知に際して必要な条件を付すことができる。

(契約等)

第11条 助成対象者は、助成対象活動を遂行するため、売買、請負、その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、助成対象活動の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2. 助成対象者は、助成対象活動の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、理事長に届け出なければならない。

3. 助成対象者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、助成対象活動の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4. 助成対象者は、第1項又は第2項の契約(契約金額100万円未満のものを除く。)に当たり、経済産業省から補助金交付等停止及び契約に係る指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、助成対象活動の運営上、当該事業者でなければ助成対象活動の遂行が困難又は不適当である場合は、理事長の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5. 理事長は、助成対象者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止及び契約に係る指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、助成対象者は理事長から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

6. 前5項までの規定は、助成対象活動の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取扱うものとし、助成対象者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第12条 助成対象者は、第8条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を理事長の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流

動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあつては、この限りでない。

2. 理事長が第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、助成対象者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、助成対象者が経済産業大臣に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、理事長は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、助成対象者から債権を譲り受けた者が理事長に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。
 - (1) 理事長は、助成対象者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
 - (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
 - (3) 理事長は、助成対象者による債権譲渡後も、助成対象者との協議のみにより、助成金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら助成対象者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。
3. 第1項ただし書に基づいて助成対象者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、理事長が行う弁済の効力は、理事長が支出の決定の通知を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第13条 助成対象者は、助成対象活動が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成対象活動の遂行が困難となった場合においては、速やかに助成対象活動事故報告書(様式5)を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第14条 助成対象者は、助成対象活動の遂行及び収支の状況について、定期的に報告しなければならない。また、理事長の要求があったときは、速やかに助成対象活動状況報告書(様式6)を理事長に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 助成対象者は、助成対象活動が完了したとき(廃止の承認を受けた場合も含む。)は、助成対象活動実績報告書(様式7)を理事長が定める期日までに、理事長に提出しなければならない。

2. 助成事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに前項に準ずる実績報告書を理事長に提出しなければならない。
3. 理事長は、助成対象者がやむを得ない理由により前項の実績報告書を提出できない場合は、期限について猶予することができる。
4. 助成対象者は、第1項に規定する助成対象活動実績報告書を提出するに当たり、助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額減額して報告しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第16条 理事長は、前条の規定による助成対象活動実績報告書を受理した場合において、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、当該助成対象活動の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書により、助成対象者に通知するものとする。なお、助成金の支払は、第17条第3項のとおり、国と振興会との間の直接補助事業の実施期間の末日(令和9年3月31日)までに行う必要があるため、当該期間を勘案して助成金の額の確定を行うものとする。

2. 理事長は、助成対象者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を付して、その超える部分の助成金の返還を請求するものとする。
3. 前項の助成金の返還期限は、当該請求のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
4. 理事長は、やむを得ない事情があると認めるときは、助成対象者の申請に基づき、当該延滞金の全部若しくは一部を免除することができる。
5. 理事長は、助成対象活動の適正な遂行のため必要があると認めたときは、振興会職員等による第1項に基づく現地調査等のほか、事業に係る取引先(請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む。)に対して、振興会職員等による現地調査等を行うことができ、当該調査の実施に必要な措置を講じることができる。

(助成金の支払)

第17条 助成金は、前条第1項の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。

2. 助成対象者は、前項の規定により助成金の支払を受けようとするときは、助成金精算払請求書(様式8)を理事長に提出しなければならない。
3. 理事長は、振興会が基金管理を行う期間の末日(令和9年3月31日)までに支払うことが可能であり、前条第1項の規定により確定された額に限り、助成対象者に助成金を支払うものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第18条 助成対象者は、助成金の交付申請時において助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、助成対象活動完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(様式9)により理事長に報告しなければならない。

2. 理事長は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を請求するものとする。
3. 第16条第3項及び第4項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(海外付加価値税に係る還付金の納付)

第19条 理事長は、助成対象活動の実施にあたり、海外の付加価値税について助成金を交付する場合であって当該付加価値税について還付制度が存在する場合には、還付制度の利用について助成対象者に検討を求めることができる。

2. 助成対象者は、助成対象活動完了後に、海外の付加価値税について還付を受けた場合には、速やかに

海外付加価値税還付報告書(様式10)により理事長に報告しなければならない。

3. 理事長は、前項の報告があった場合には、還付を受けた海外付加価値税の全部又は一部の返還を請求するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第20条 理事長は、第10条第1項の助成対象活動の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に該当する場合には、第8条第1項の規定による助成金の交付決定(第10条第2項の規定による変更の交付決定を含む。)を取消することができるものとする。

- (1) 助成対象者が、法令又は交付規程に基づく振興会の処分若しくは振興会からの指示に違反した場合
- (2) 助成対象者が、助成金を助成対象活動以外の用途に使用した場合
- (3) 助成対象者が、助成対象活動に関して、不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 助成対象者が、交付規程に基づく誓約事項に違反した場合
- (5) 助成対象者が、第26条に規定する調査等を正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合
- (6) 助成対象者が、助成対象活動実施期間の終了までに当該助成対象活動を実施しなかった場合
- (7) 助成対象者が、第15条第1項に定める期限内に助成対象活動実績報告書を提出しなかった場合
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更等により、助成対象活動の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2. 前項のほか、理事長は助成金の交付決定後、その助成対象活動に関し、公益が害される具体的な危険があり、かつ、当該公益が重要なものであると認められる場合に限り、振興会が委嘱した外部委員で構成された芸術文化振興基金運営委員会に諮り議を経た場合には、第8条第1項の規定による助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

3. 前2項の規定は、助成対象活動について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用されるものとする。

4. 理事長は、第1項及び第2項に基づく取消しをした場合には、助成金交付決定取消し通知書により、速やかに助成対象者に通知するものとする。当該取消しに関し、既に助成金を交付しているときは、期限を付して当該助成金の全額又は一部の返還を請求するものとする。

5. 助成対象者は、第1項の(1)号から(7)号及び第2項に該当することにより、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき金額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を理事長に納付しなければならない。

6. 助成対象者は、第4項に基づく助成金の返還については、同項により付された期限内に納付がない場合には、返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を加えて理事長に納付しなければならない。

(財産の管理等)

第21条 助成対象者は、助成対象経費(助成対象事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、助成対象活動の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2. 助成対象者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳(様式11)を備え管理しなければならない。

3. 助成対象者は、取得財産等があるときは、第15条第1項で定める実績報告書に第2項で定める取得財産等管理台帳とは別様にして、取得財産等管理台帳(様式11)を添付しなければならない。
4. 理事長は、助成対象者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を理事長に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第22条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、原則、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2. 前項の財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数とする。
3. 助成対象者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(様式12)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
4. 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
5. 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより助成対象者が得た収入については、前項の規定は適用しない。

(収益納付)

第23条 理事長は、助成対象者が当該助成対象活動の実施結果の事業化、知的財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該助成対象活動の実施結果の他への供与による収益が生じたことを確認したときは、助成対象者に対し、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

(情報管理及び秘密保持)

第24条 助成対象者は、助成対象活動の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、助成対象活動の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうちの秘密情報(事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。)については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2. 助成対象者は、助成対象活動の一部を第三者(以下「履行助成者」という。)に行わせる場合には、履行助成者にも本条の定めを遵守させなければならない。助成対象者又は履行助成者の役員又は従業員による情報漏えい行為も助成対象者による違反行為とみなす。
3. 本条の規定は助成対象活動の完了後(廃止の承認を受けた場合を含む。)も有効とする。

(経理等)

第25条 助成対象者は、当該助成対象活動に係る収入及び支出に関する帳簿類及び関係書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2. 助成対象者は、助成金交付に関する一連の通知、帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類等を、助成対象活動の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日の属する年度の終了後5年間善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

(調査等)

第26条 理事長は、助成金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るために必要と認めるとき、ならびに助成金の交付による成果の確認が必要な際は、助成対象者に対し報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

2. 助成対象者は、理事長が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力しなければならない。
3. 理事長は、第1項の規定による調査により、当該助成対象活動が助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に適合していないと認めるときは、助成対象者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを指示することができる。
4. 助成対象者は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。
5. 第1項の規定による調査は、助成金の交付を受けた年度の終了後5年間、行うことができる。

(不正行為等の公表等)

第27条 理事長は、助成対象者等が虚偽又は不正行為等により助成金の交付の手續等を行った場合、次の措置を講ずることができるものとする。

- (1) 当該助成金の申請主体の対象外とすること。
- (2) 助成対象者等の名称及び不正の内容を公表すること。

(個人情報に関する事項)

第28条 振興会が本事業を通じ助成対象者等から取得した個人情報は、法令に定められている場合を除き、次の目的に利用する。

- (1) 助成金の交付に係る業務に利用する。
 - (2) 国が行うその他調査業務等に利用する。その場合、国が指定する外部機関に提供を行う場合がある。
2. 振興会は、本事業の実施に当たって提供された個人情報等については、業務終了等により不要になった場合には経済産業大臣へ報告し、その指示に従わなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第29条 助成対象者は、別紙2記載の暴力団排除に関する誓約事項について助成金の交付申請前に確認しなければならない、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第30条 この交付規程に定めるものの他、助成金の交付に関し必要な事項は別に定める。

(附則)

この交付規程は、令和7年7月18日から施行する。

(別紙1)

助成対象経費

助成事業の名称	助成内容	助成率
国内映像制作を行う事業(プロダクション・ポストプロダクション支援)	<プロダクションに関する費用> (1)実写 原作費 脚本費 プロデューサー費 製作経理費 監督費 制作スタッフ人件費 キャスト出演費 社内人件費 撮影費 照明費 ロケーション費 ロケーションハンティング費 美術費 特殊撮影費 録音費 小道具費 衣装費 装飾費 DIT 費 ヘアメイク費 車両費 映像媒体費 制作保険費 E&O 保険費 従物品購入費(税抜単価が 50 万円未満に限る) 従物品リース費 (2)アニメ 原作費 脚本費 プロデューサー費 製作経理費 監督費 制作スタッフ人件費	2分の1以内

	キャスト出演費 社内人件費 デザイン費 絵コンテ費 レイアウト費 美術・設定費 原画費 動画費 3DCG 費 撮影費 制作保険費 E&O 保険費 従物品購入費(税抜単価が 50 万円未満に限る) 従物品リース費 (3)ゲーム 社内人件費 制作委託人件費 原作費 原画費 脚本費 製作経理費 キャスト出演費 デザイン費 CG・3DCG 費 撮影費 美術費 特殊撮影費 録音費 ロケーションハンティング費 車両費 音響費 QA 費 サーバー構築費 制作保険費 E&O 保険費 従物品購入費(税抜単価が 50 万円未満に限る) 従物品リース費 <ポストプロダクションに関する費用> (1)実写	
--	---	--

	編集費 録音費 現像費 VFX 費 ダビング費 タイトル制作費 字幕制作費 音声ガイド制作費 社内人件費 (2)アニメ 編集費 音響費 録音費 現像費 ダビング費 タイトル制作費 字幕制作費 音声ガイド制作費 社内人件費 (3)ゲーム 社内人件費 制作委託人件費 システム編集費 サーバー構築費 録音費(ナレーション制作を含む) LQA 費 QA 費 テスト・デバッグ費 等	
国内映像企画開発を行う事業(プリプロダクション支援)	(1)映像企画開発支援 ＜企画開発に関する費用＞ 映像制作費用(トレーラー、プロモーション映像等) コンセプトアート等の制作費用 脚本費 翻訳費 絵コンテ費 デザイン費 企画書作成費	2分の1以内

	映像化権料 渡航費(ロケハン・シナハン・ピッチング)_ 社内人件費 専門家への相談費(スクリプト・ドクター、脚本コンサルタント、企画コンサルタント、契約書作成 等) <コンテンツ IP 権利処理に関する費用> 専門家相談費用(契約書作成・ストラクチャリング・クラウドファンディング等に係るアドバイザリーフィーを含む) 交渉に資するリーガルフィー 権利クリアランス費用 (2)ゲーム企画開発支援 <企画開発に関する費用> 社内人件費 制作委託人件費 企画書作成費 原作費 原画費 デザイン費 脚本費 ライセンス費用(システムエンジンの権利料等) コンセプトアート制作費 絵コンテ・ビデオコンテ制作費 トレーラー制作費 QA 費 翻訳費(Verticalslice 版含む) 渡航費(ロケハン・シナハン・ピッチング)_ 専門家への相談費(企画コンサルタント、時代考証、契約書作成 等) <コンテンツ IP 権利処理に関する費用> 専門家相談費用(契約書作成・ストラクチャリング・クラウドファンディング等に係るアドバイザリーフィーを含む) 交渉に資するリーガルフィー 権利クリアランス費用 等	
--	---	--

(別紙2)

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、助成金の交付の申請をするに当たって、また、助成対象活動の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上

(様式1) 助成金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長 殿

申請者 住所
氏名 法人の名称及び
代表者の役職・氏名

クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）による
助成金交付申請書

クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）による助成金交付規
程第5条第1項の規定に基づき、上記助成金の交付について下記のとおり申請します。

記

1. 申請者名

--

2. 助成対象活動の名称、目的及び内容

事業の名称	
事業の目的 及び内容	

3. 助成対象活動の開始及び完了予定日

開始予定日	交付決定を受ける日	完了予定日	令和 年 月 日
-------	-----------	-------	----------

4. 助成対象活動全体に要する経費総額、助成対象経費、助成金交付申請額（※申請者分のみ記載）

	助成対象活動全体に 要する経費総額	助成対象経費	助成金交付申請額
事業費	円	円	円

5. 同上の金額の算出基礎

助成対象経費（円）×助成率（1／2以内）＝ 助成金交付申請額

（注1）「助成対象活動全体に要する経費総額」とは、当該助成対象活動を遂行するために必要な経費の総額を意味
します。

（注2）「助成対象経費」には、「助成対象活動全体に要する経費総額」のうちで助成対象となる経費について、消
費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。ただし、別紙1記載の消費税等を助成
対象経費として計上することができる事業者についてはこの限りではありません。なお、内訳を添付する
こと。

(注3)「助成金交付申請額」は、「助成対象経費」のうちで助成金の交付を希望する額で、その限度は、「助成対象経費」に助成率を乗じた額（千円未満は切捨て）をいいます。

(注4)「助成対象活動全体に要する経費総額」、「助成対象経費」及び「助成金交付申請額」については、各申請者分のみ記載してください。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること

(様式2) 助成金交付決定通知書

番 号
年 月 日

法人にあつては名称
及び代表者の氏名 宛て

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長名

クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）による
助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付で申請のありました、クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）による助成金については、クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）による助成金交付規程第8条第1項の規定に基づき下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

記

1. 助成金交付の対象となる事業の内容は、令和 年 月 日付けで申請のありましたクリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）による助成金交付申請書記載のとおりとします。

事業の名称			
事業の目的 及び内容			
事業開始日	令和 年 月 日	事業完了日	令和 年 月 日

ただし、交付規程の定めるところにより、別紙にて条件を付す場合があります。

2. 助成対象活動全体に要する経費総額、助成対象経費及び助成金の額は、次のとおりとします。

	助成対象活動全体に 要する経費総額	助成対象経費	助成金額
事業費	円	円	円

ただし、助成対象活動の内容が変更された場合における助成対象活動全体に要する経費総額、助成対象経費及び助成金の額については、別に通知するところによるものとします。

3. 助成対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する助成金の額は、交付申請書記載のとおりとします。

4. 助成対象者は、助成金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、助成金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）交付要綱及び交付規程の定めるところに従わなければなりません。
5. 助成金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額することとなります。

(様式3) 助成金交付申請取下げ書

番 号
年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長 殿

申請者 住所
氏名 法人の名称
及び代表者の役職・氏名

クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）による
助成金交付申請取下げ書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付の決定があった上記助成金について、クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）による助成金交付規程第9条の規定に基づき、交付申請を取下げます。

記

1. 交付の申請の取下げ理由

2. 取り下げられた交付の申請に係る助成対象経費及び助成金の額

	助成対象活動全体に 要する経費総額	助成対象経費	助成金額
事業費	円	円	円

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること

(様式4) 助成対象活動計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長 殿

申請者 住所
氏名 法人の名称
及び代表者の役職・氏名

クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）による助成金
助成対象活動計画変更承認申請書

クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）による助成金交付規
程第10条第1項の規定に基づき、計画変更（等）について下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が助成対象活動に及ぼす影響
4. 変更後の助成対象活動に要する経費の額
(新旧対比)

	助成対象活動全体に 要する経費総額		助成対象経費		助成金額	
	新	旧	新	旧	新	旧
事業費	円	円	円	円	円	円

5. 同上の算出基礎

(注1) 中止又は廃止にあつては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること

(様式5) 助成対象活動事故報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長 殿

申請者 住所

氏名 法人の名称
及び代表者の役職・氏名

クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）による助成金
助成対象活動事故報告書

クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）による助成金交付規
程第13条の規定に基づき、助成対象活動の事故について下記のとおり報告します。

記

1. 事故の原因及び内容
2. 事故に係る金額
3. 事故に対して執った措置
4. 助成対象活動の遂行及び完了の予定

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること

(様式6) 助成対象活動状況報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長 殿

申請者 住所

氏名 法人の名称
及び代表者の役職・氏名

クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）による助成金
助成対象活動状況報告書

クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）による助成金交付規
程第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 助成対象活動の遂行状況
2. 助成対象経費の区分別収支概要

(様式 7) 助成対象活動実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長 殿

申請者 住所
氏名 法人の名称
及び代表者の役職・氏名

クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）による助成金
助成対象活動実績報告書

クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）による助成金交付規
程第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した助成対象活動

事業の名称	
事業の目的 及び内容	
重点的に 実施した 事項	
事業の効果	

2. 助成対象活動の収支決算

(1) 収入（単位：円）

項目	金額
自己資金	円
助成金充当額	円
その他、当該助成対象活動により 直接得た収入	円
計	円

(2) 支出（単位：円）

①総括表（単位：円）

	助成対象活動全体に 要する経費総額		助成対象経費		助成金額	
	計画額	実績額	計画額	実績額	交付 決定額	実績額
事業費	円	円	円	円	円	円

②経費の内訳（各経費の配分ごとの実績の内訳）

※別紙添付も可

（注１）当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第１８条第３項の規定に基づき、様式第１１による取得財産等管理台帳を添付すること。

（注２）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

助成金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝助成金額

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること

(様式8) 助成金精算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長 殿

申請者 住所

氏名 法人の名称
及び代表者の役職・氏名

クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）による助成金
精算払請求書

クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）による助成金交付規
程第17条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算払請求金額（算用数字を使用すること。）
2. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること

(様式9) 消費税等仕入控除税額確定報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長 殿

申請者 住所
氏名 法人の名称
及び代表者の役職・氏名

クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）による助成金
消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書

クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）による助成金交付規
程第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|---|
| 1. 助成金額（交付規程第16条第1項による額の確定額） | 円 |
| 2. 助成金の確定時における消費税及び地方消費税に
係る仕入控除税額 | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う助成金に
係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 助成金返還相当額（3.－2.） | 円 |

（注1）別紙として積算の内訳を添付すること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること

(様式 10) 海外付加価値税還付報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長 殿

申請者 住所

氏名 法人の名称
及び代表者の役職・氏名

クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）による助成金
海外付加価値税還付報告書

クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）による助成金交付規
程第 19 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|----------------------------------|---|
| 1. 助成金額（交付規程第 16 条第 1 項による額の確定額） | 円 |
| 2. 助成金の確定時における海外付加価値税の額 | 円 |
| 3. 海外付加価値税還付額 | 円 |
| 4. 助成金返還相当額（3. － 2. ） | 円 |

（注 1）別紙として積算の内訳を添付すること。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること

(様式 1 1) 取得財産等管理台帳

取得財產等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	助成率	備考
				円	円					

(注1) 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第22条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。

(注2) 財産名の区分は、(ア)事務用備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、図書類、(エ)無体財産権(産業財産権等)、(オ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。

(注3) 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。

(注4) 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること

(様式 12) 財産処分承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長 殿

申請者 住所
氏名 法人の名称
及び代表者の役職・氏名

クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）による助成金
財産処分承認申請書

クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）による助成金交付規程
第22条第3項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 処分の内容

(1) 処分する財産名等（別紙） ※取得財産管理台帳の該当財産部分抜粋等

(2) 処分の内容（有償・無償の別も記載のこと。）及び処分予定日
（処分の相手方（住所、氏名又は名称、使用の目的等。）

2. 処分理由

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること